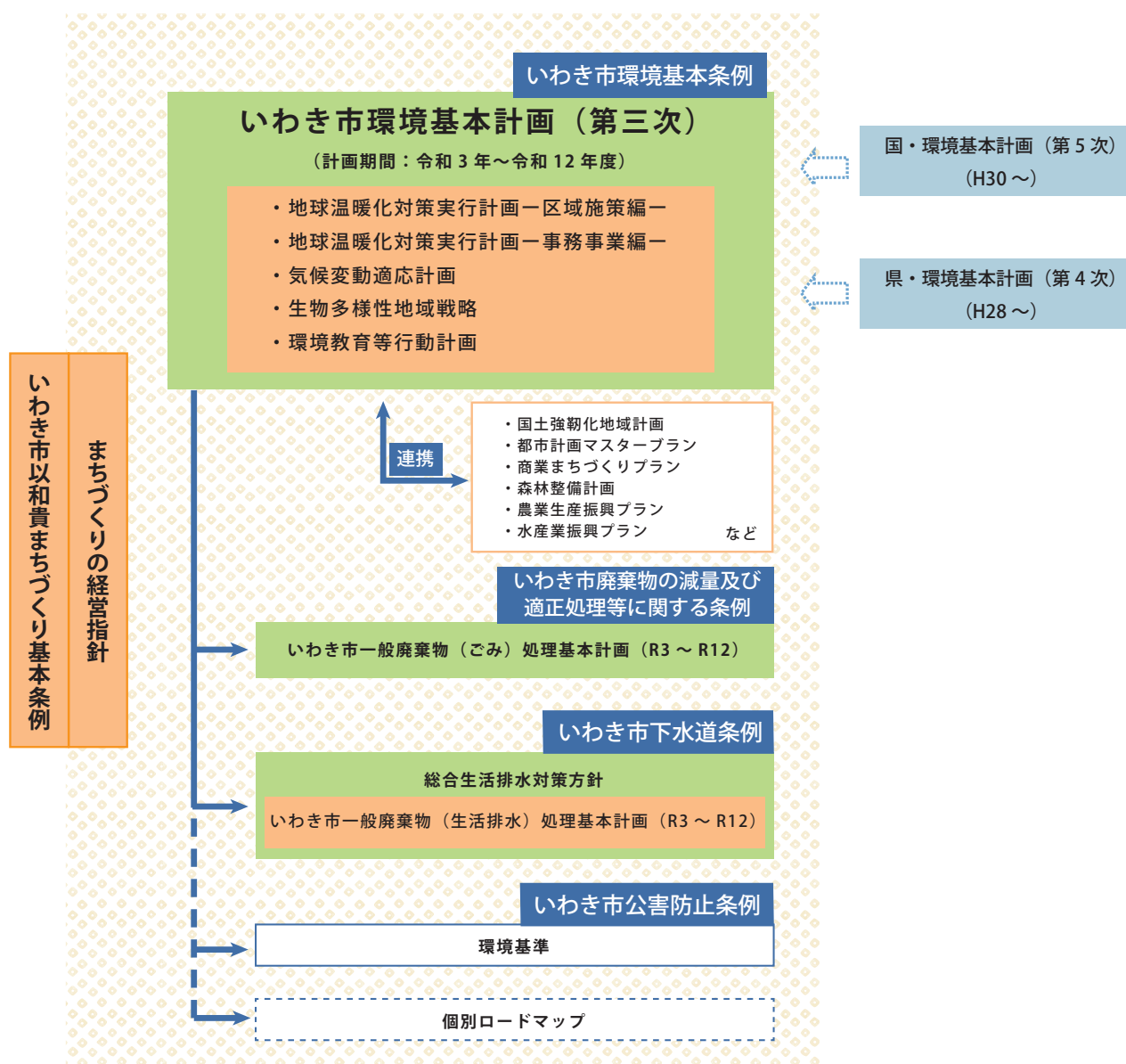


第 2 節 計画の基本的事項

（１）計画の位置づけ

本計画は、市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「いわき市環境基本条例」第8条に基づき策定します。本計画に基づき、「いわき市以和貴まちづくり基本条例」における「様々な主体が共に地域の課題解決に取り組む」という共創の理念を基本に、環境に関する個々の計画や他分野の関連計画等との連携を図りながら、市の環境政策を進めていきます。



(2) 計画の対象範囲

①地域

本市全域を対象として、環境保全に取り組みます。ただし、市域内外の環境や活動が相互の環境と密接な関係にあることを考慮し、市域外ひいては地球規模への貢献等も視野に入れるものとします。

②環境の範囲

第2章第2節で掲げる環境目標を目指す上で、保全または推進を図るべき次の環境要素を本計画の対象とします。

環境分野	環境要素
1 低炭素	再生可能エネルギー*、省エネルギー、スマートシティ*、交通体系、緑地、森林、温室効果ガス、気候変動 など
2 循環	3R*（廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用）、一般廃棄物*、産業廃棄物*、まちの美化 など
3 共生	森林、農地、里地里山*、公園、緑地、河川、湿地、池沼、沿岸、海洋、海浜、温泉、景観、史跡名勝天然記念物、歴史的・文化的遺産、動植物、自然とのふれあい など
4 安全・快適	大気、水、土壌・地下水、騒音・振動、悪臭、化学物質、放射性物質*、除染廃棄物*、仮置場 など
5 支える仕組み	環境教育、環境保全活動、産業振興、SDGs、地域循環共生圏* など

③主体

市環境基本条例の基本理念に則り、市民、事業者及び市が適正な役割分担の下、第2章第1節で掲げる「目指していく環境都市像」及び第2節で掲げる「環境目標」の実現に向け、自主的かつ積極的に取り組むこととします。

また、広域的な対応が必要な事項については、国、県、周辺市町村及びその他関係機関と連携して取り組むこととします。

(3) 計画の期間

2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間。

なお、市を取り巻く環境の状況、社会経済情勢、科学的技術の進歩及び科学的知見の集積、さらには、目標の達成状況・施策の推移状況などを踏まえ、適宜、計画の見直しを図ります。

加えて、現在、国が検討を進めている「脱炭素社会の実現」に向けた取組については、今後の国や福島県での動向等を踏まえ、必要な対応を進めます。

第3節 計画策定のポイント

計画の策定においては、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐため、本市が長期的かつ継続的に目指していく環境都市像として掲げた「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」と、この具体化に向け前計画で設定した三つの基本目標「低炭素社会づくり」、「循環型社会づくり」及び「自然共生社会づくり」は、新たな基本目標「気候変動を抑え、備えるまち【低炭素】」、「地域内で有効に資源が循環するまち【循環】」及び「生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち【共生】」として継承しつつ、社会経済情勢等の変化、計画の進捗状況及び市民・事業者意見等を踏まえ、主に次の（１）～（５）について見直しを図りました。

（１）基本目標「生活環境を保全し、快適に暮らせるまち【安全・快適】」を新たに設定

令和元年東日本台風等による災害を踏まえて、生活環境の基盤となる大気・水等の保全、及び自然災害への対応に加え、前計画における基本目標「原子力災害からの環境回復」と併せ、基本目標４「生活環境を保全し、快適に暮らせるまち【安全・快適】」を新たに設定しました。

（２）基本目標「みんなで環境を守り、創造するまち【支える仕組み】」を新たに設定

前計画の第４章第１節「計画推進の仕組み」を、環境都市像の実現に向けて設定された各基本目標が、それぞれ独立した目標ではなく、相互に密接に関連し、施策を統合的に展開し同時実現することを目的に、各基本目標を下支えする基本目標５「みんなで環境を守り、創造するまち【支える仕組み】」として新たに設定しました。

（３）継続した取組の推進

基本目標の整理を行う一方で、環境保全施策は長期的かつ継続的な取組が必要であり、また、国及び県の方針性との整合を図るため、基本的な目標・施策は維持します。



(4) 本市の地域特性を生かした取組の推進

国の「第五次環境基本計画^{*}」における「持続可能な循環共生型の社会」、福島県の「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン^{*}」における「2040（令和 22）年頃を目途に、県内のエネルギー需要量の 100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギー^{*}で生み出す県を目指す」を踏まえ、再生可能エネルギー^{*}の導入及び省エネルギー対策を一層推進します。

具体的には、再生可能エネルギー^{*}については、これまでの導入促進策や普及啓発策に加え、本市内で期待される再生可能エネルギー^{*}導入可能量や各事業者の事業計画状況や課題等の整理分析を行い、更なる再生可能エネルギー^{*}導入拡大に向けた施策に取り組むとともに、次世代エネルギー社会の構築に向け、蓄電池や水素などの利活用を拡大する施策についても取り組みます。省エネルギー対策については、再生可能エネルギー^{*}等の効率的な地域内循環や IoT 技術、省エネ型ライフスタイルの転換などの組み合わせによるスマートシティ^{*}モデルの構築に取り組みます。将来的には、温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「カーボンニュートラル^{*}」を目指して、今からできる取組等を進めます。

(5) 地域気候変動適応計画^{*}を策定し、市環境基本計画に統合

気候変動適応法^{*}の制定を踏まえ、第 3 章第 1 節 3「気候変動への対応」として節立てし取り組みます。具体的には、気候変動の影響に関する普及啓発の推進、想定される気候変動の影響への対応策を検討します。

気候変動適応法^{*}において、地方公共団体に計画策定の努力義務が課されているものの、内容が重複し、個別に策定する意義が少ないことから、市民等が本市の環境施策を一体的に把握できるよう、市環境基本計画と統合しています。



第4節 計画の構成

第1章「序論」、第2章「計画の目標」、第3章「施策」、第4章「計画の推進」の4章構成とし、巻末に「参考資料」を掲載しています。

第1章 序論
第1節 計画策定の背景
第2節 計画の基本的事項
第3節 計画策定のポイント
第4節 計画の構成
第2章 計画の目標
第1節 目指していく環境都市像
第2節 環境目標
第3章 施策
第1節 気候変動を抑え、備えるまち【低炭素】
第2節 地域内で有効に資源が循環するまち【循環】
第3節 生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち【共生】
第4節 生活環境を保全し、快適に暮らせるまち【安全・快適】
第5節 みんなで環境を守り、創造するまち【支える仕組み】
第4章 計画の推進
第1節 目標達成の手法
第2節 環境指標による点検・公表
第3節 計画の見直し
参考資料
いわき市の概況、市環境基本条例、計画策定の検討体制、計画策定の検討経過、市民意見（パブリックコメント）等の概要、用語集

＜本計画と各種環境関連法令との関係＞

各種環境関連法令に定める「地方公共団体の責務及び施策」に対応するとともに、次の各計画等に相当するものになります。

本計画第3章第1節（1）及び（2）を中心とした全編	「地球温暖化対策の推進に関する法律*」第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）*」
本計画第3章第1節（3）を中心とした全編	「気候変動適応法*」第12条に基づく「地域気候変動適応計画*」
本計画第3章第3節を中心とした全編	「生物多様性基本法*」第13条に基づく「生物多様性地域戦略*」
本計画第3章第5節及び第3章第3節（3）を中心とした全編	「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律*」第8条に定める「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画*」
本計画第3章第5節（3）	「地球温暖化対策の推進に関する法律*」第21条に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）*」

